*付加点数 事故 ひき逃げ

交通違反を犯して死傷事故を起こした場合や、人身交通事故・建造物損壊事故及び交通 事故を起こし逃げた時に、基礎点数(違反点)にさらに付け加えられる点数のことで す。

・人身事故及び建造物損壊事故の場合の付加点数

交通事故の種別		左の欄に指定する場合以外の場合における付加点数
死亡に係る事故	20 点	13 点
治療に要する期間が3月日以上	13 点	9 点
後遺障害が存するもの(注 1)	13 点	9 点
治療に要する期間が30日以上3月未満で あるもの	9 点	6 点
治療に要する期間が15日以上30日未満 であるもの	6 点	4 点
治療に要する期間が15日未満であるもの	3 点	2 点
建造物の損壊に係る交通事故	3 点	2 点
(注1)「特定の後遺障害」とは、自動車損害賠償保障法令上、第13級以上とされ		

る後遺障害(腕や足を失った場合など)

・交通事故を起こして逃げたときの付加点数

措 置 義 務 違 反 の 種 別	付加点数
死傷事故の場合の救護措置等義務違反 (ひき逃げ)	23 点
物損事故の場合の危険防止等措置義務違反 (あて逃げ)	5 点